

議第105号

ごみ処理施設建設敷地造成工事請負契約の変更について

ごみ処理施設建設敷地造成工事請負契約について、次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議決を求める。

令和6年12月2日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|------------|--|
| 1 変更前の契約金額 | 491,700,000円 |
| 2 変更後の契約金額 | 529,463,000円 |
| 3 契約の相手方 | 大山・新井特定建設工事共同企業体
代表構成員 高山市上岡本町3丁目410番地
大山土木株式会社
代表取締役 大山 顕寿
第2構成員 高山市大新町2丁目205番地10
株式会社新井組
代表取締役 新井 裕輔 |
| 4 変更の理由 | ・敷地造成掘削時に軟弱な地質が見つかったため、良質土への入替え及び安全性確保のための土留めを実施したこと等による。
・建設工事請負契約約款第26条第6項の規定に基づく請負代金額の変更（インフレスライド） |